



多世代活動交流センター3階 チャレンジ・スペース (事務室) の利用者を募集します。

平成25年11月1日から貸付開始

現貸付期間の満了に伴い

# 多世代活動交流センター チャレンジ・スペース 利用者募集

問合せ 役場政策財政課 ☎296-1212 FAX 296-2594

事業用事務所やサークル活動などの  
様々な活動の拠点として活用ください

## 1 対象団体等

次の①～④のいずれかに該当する団体

- ① 町内に在住、または在勤する方で構成される団体
- ② 町と連携する町内及び近隣の大学等
- ③ 公共的な機関
- ④ 町内に本拠を置く事業所

## 2 貸付けをする部屋

多世代活動交流センター  
(松ヶ丘4-1-1)  
3階の下記4部屋

## 3 利用できる日・時間

祝日、年末年始(12月29日  
～翌年1月3日)を除く毎日。  
午前9時～午後8時30分。

## 4 貸付開始日

平成25年11月1日(現契約  
が9月末で切れるため。なお、  
貸付開始日前でも、現契約者  
の退去後は、日割りで貸付可)

## 5 貸付料(月額)

貸付料は、下記のとおり。  
一か月分を前月末までに納付  
していただきます。

## 6 貸付期間

平成25年11月1日～26年10  
月31日。ただし、1年単位で  
2回まで更新可能。(最長3  
年)

## 7 募集期間

平成25年2月1日(金)  
～3月15日(金)

## 8 受付場所

役場政策財政課  
※役場政策財政課(庁舎2階)  
の窓口に備えてある「チャレン  
ジ・スペース利用希望申請書」  
に必要事項を記入し、政策財  
政課(午前8時30分～正午、  
午後1時～5時の間)へ提出。

## 9 契約

旧松栄小学校3階チャレン  
ジ・スペース活用指針(平成  
20年2月1日制定)に基づき  
契約を締結。ただし、希望が  
重なった場合は、抽選等によ  
り選考。

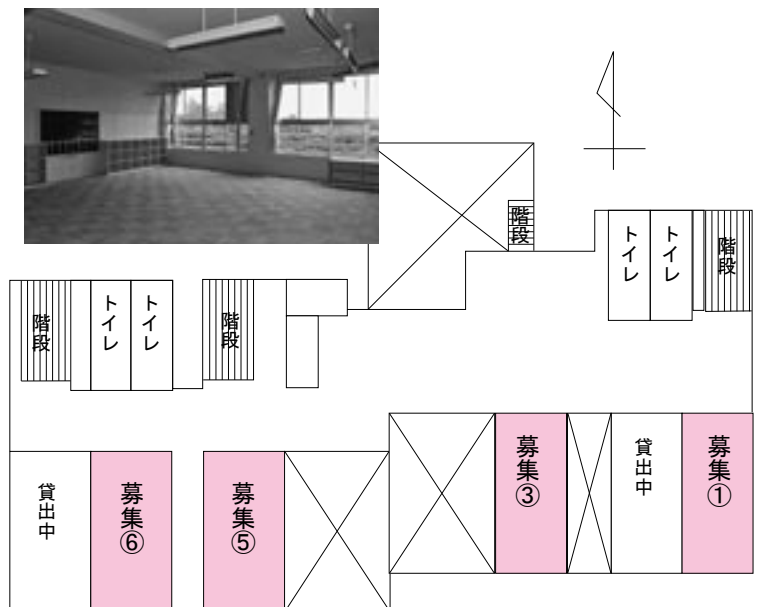
## 10 その他

原状貸付、原状返還(机等  
の備品や電話回線及びイン  
ターネット設備等なし。今後  
も整備予定なし。)

### 貸付料(月額)

部屋番号		①⑥	③	⑤
基本	年間50万円 以上の収入	26,000円	13,000円	24,000円
	減額	13,000円	6,500円	12,000円
増額	増額	52,000円	26,000円	48,000円
面積(m <sup>2</sup> )		67.24	33.62	60.00
用途		事務室		
エアコン		有		

### チャレンジ・スペース3階平面図及び各部屋の貸付料



◇図面及び写真と現状は、若干異なる場合があります。

※貸付料(月額)には、水道料金及び電気料金が含まれています。



# はとやま 雑 感

町長 小峰孝雄

## 【今月のテーマ】 鳩山の星空

しばらく遠ざかっていた天体観測を、再開し始めています。最近の天体望遠鏡は、自動導入という優れた機能があります。初期設定さえ正しく行えば、見てみたい天体を指定するだけで、目的の天体をほぼ視野の中央に導くことができます。慣れていない私でも、アンドロメダ銀河を難なく導くことができました。



私が子どものころは「天の川」がよく見えました。「星が降る」という表現がありますが、そうした感覚を味わった覚えがあります。

星が見えにくくなったのは、天体観測の世界では光害という表現を使っていますが、人工的な光によるものです。街灯がそばにあるのとないのでは大きく違います。都心では、数えるほどしか星が見えないそうです。



では、現在の鳩山町ではどうでしょうか。肉眼でもそれなりに楽しめます。夕刻暗くなってから最初に見つけることができるのは、南東の空高くに明るく光る「木星」です。その下の「アルデバラン」という一等星も見えてきます。

やがて、暗くなるのと目が慣れてくるのが相まって、次々に星が見えてきます。「木星」や「アルデバラン」の下には、冬の星座の代名詞的存在である「オリオン座」が昇ってきます。「オリオン座」が確認できたら、180°方向を変え、北西方向に目を転じてみてください。W字形の「カシオペア座」が見えます。

このころには、目が良い人には、木星の近くに「すばる」が確認できるはずですが。夜半には、北斗七星も北西の空に見えてきます。

県内で、目視で星を楽しめる南限が、この鳩山町ともいわれています。皆さんも鳩山の星空を楽しんでみてください。

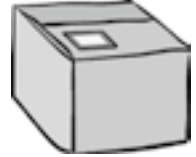


## くらしの110番

消費者被害の未然・拡大防止を効果的に呼びかけるため、埼玉県消費生活支援センターから配信されている事例をご紹介します。



### 頼んでいない健康食品が送られてくる！？



#### 【事例1】80歳代女性

ある日突然、「以前注文された健康食品を今からお送りします」と電話があった。まったく身に覚えがなかったので「頼んでいない」と断ったが、「注文を受けています。申し込みを受けたセールスマンに証拠を持って行かせますからね」とすごまれた。業者名や電話番号も分からない。もし商品が届いたらどうしたらよいか。

#### 【事例2】70歳代男性

「健康食品の配送準備ができました。代金引換でお願いします」という電話があった。家族が頼んだ業者かもしれないと思って了承したが、実はまったく覚えのない会社だった。明日商品が届くがどうしたらよいか。

事例は、電話勧誘で消費者に契約が成立したかのようには思わせ、商品を一方的に送りつけるという商法（ネガティブオプション）によるものです。商品を受け取ったら代金を支払わなければならないと消費者が勘違いすることを狙っています。

高齢者の相談がほとんどで、ひとり暮らしの高齢者を狙って電話で「申し込んだのだから支払え」と高圧的に承諾を迫ったり【事例1】、日中家にいることが多い高齢者を狙って電話をかけていると思われるケース【事例2】が多く見られます。



### こんなときは どうしたらいいの？

- ①心当たりのない業者から電話を受けても、注文した覚えがなければ、頼んでいないことをはっきり告げて断ってください。
- ②購入を承諾していないのに商品が送られたときは、代金の支払いをする義務はなく、受け取る必要もありません。ただし、その後のトラブルに備え、送り主の名称（業者名）、住所、電話番号を控えておきましょう。
- ③電話で勧誘され承諾してしまった場合でも、クーリング・オフができます。身に覚えのない商品が届いたときは、情報提供を兼ねて最寄りの消費生活相談窓口にご相談してください。

問合せ：役場産業振興課 ☎296-5895